

労働者災害補償保険法について

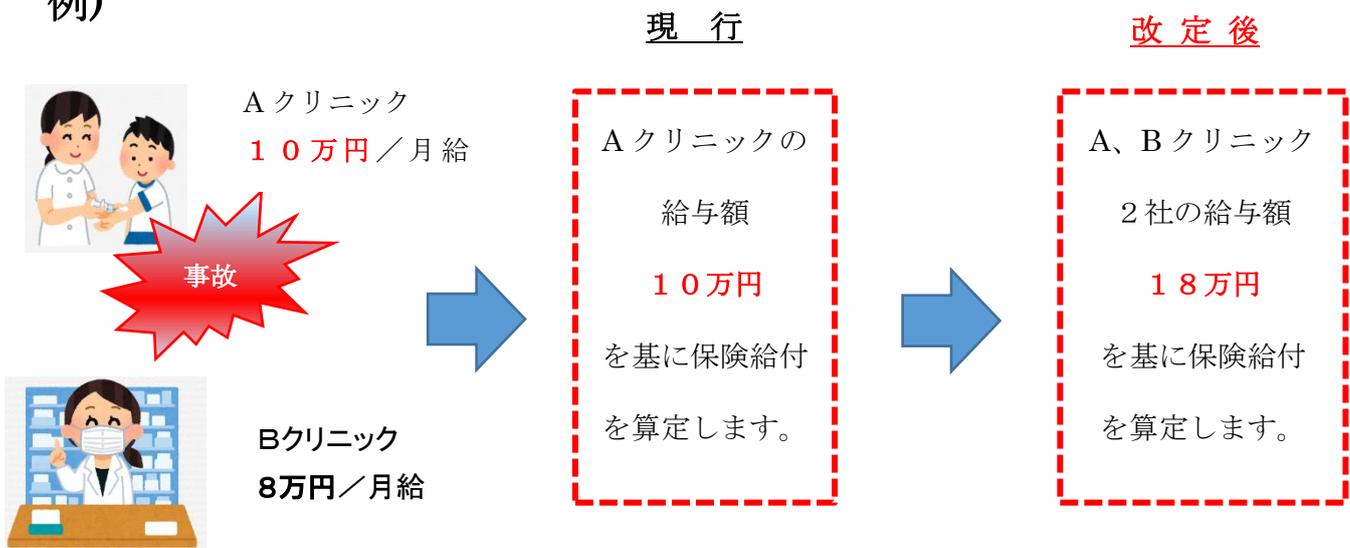
みらい社労士事務所
代表 渡邊 美由紀

1. 多様な働き方に関わる労災保険の法改正について

複数の会社などに雇用されている労働者の方々（いわゆるダブルワーク）への労災保険給付が令和2年9月1日以降改正されます。その改正内容についてご説明いたします。

現行制度では、災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎として給付額などを決定していました。改正後はすべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定することになります。（対象となる給付は休業（補償）給付、遺族（補償）給付、障害（補償）給付などです）

例)



※またこの他にも、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）も総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断するようになります。

※雇い入れ時、もしくはダブルワークの申し入れを受けたとき（兼業を認めている場合）に、別の勤務先を確認し、法改正の観点から給与明細などの情報提供を受けることがある旨、伝えておく必要があります。

2. 労災の特別加入について

労災保険は本来、「労働者」の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、国が保険給付を行う制度です。しかし、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当とみなされる一定の方に対して、特別に任意加入が認められています。

それが「労災の特別加入」という制度です。

特に、医師である院長（事業主）も業務を行う上で、負傷、疾病などのリスクを抱えています。

そのような事業主である医師に対しても、労災の特別加入という制度を利用することで、労働者と同様の補償を国から受けることが可能です。なお、特別加入を希望する場合は次の手順で行うことができます。

【初めて特別加入をする際の手順】

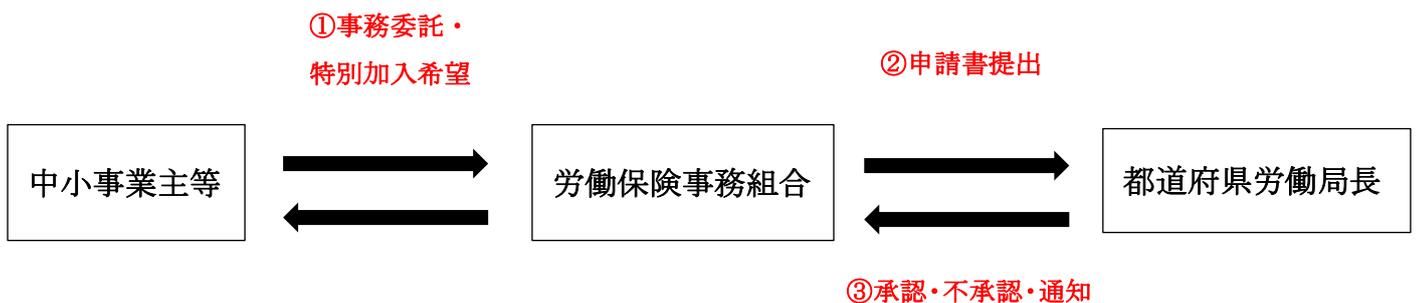
<条件の確認>

中小事業主等が特別加入するためには、

- ①雇用する労働者について、労働保険の保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を『労働保険事務組合』に委託していること

の2つの条件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

<加入の手続き>



この『労働保険事務組合』は各都道府県にありますし、社労士を通じて加入することも可能です。メリットとしては、

- ①労働保険事務組合に委託することで、年度更新などの事務は委託できます。
- ②労働保険の概算保険料の額に関わらず、年3回の分割納付が可能です。
- ③事業主だけでなく、家族労働者も加入することができます。

顧問社労士を通じて加入できる場合があります。一度ご相談されてみては如何でしょうか？